

第七十三回
貴族院 硫酸アンモニア増産及配給統制法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

硫酸アンモニア増産及配給統制法案

臨時農村負債處理法案

委員氏名

委員長 公爵鷹司 信輔君

副委員長 伯爵後藤 一藏君

子爵高橋 是賢君

男爵松田 正之君

男爵園田 武彦君

菊池 恭三君

稻畑勝太郎君

野村茂久馬君

岩崎 清行君

昭和十三年三月二十日(日曜日)午後二時
三十七分開會

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ委員

會ヲ開會致シマス、先づ初メニ政府委員ヨリ本案ノ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス

○政府委員(助川啓四郎君) 硫酸「アンモニア」増産及配給統制法案ノ立案ノ趣旨ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ大臣カラ申述

ベタ通リデアリマスガ、茲ニハ其ノ内容ニ付キマシテ、御説明申上ダタイト存ジマス、我ガ國ニ於ケル硫酸「アンモニア」消費ハ極

メテ著シク増加ノ趨勢ニアリマシテ、最近ニ於テハ年々二十餘萬「トン」ノ增加ヲ示シ其ノ一箇年消費額ハ約一億五千萬圓ニ上リ、販賣肥料總消費額ノ約三分ノ一ヲ占メテ居ルノデアリマス、而モ斯クノ如キ消費增加ノ趨勢ハ、今後ニ於キマシテモ相當ノ年數繼續スルモノト考ヘネバナラナイノデアリマス、然ルニ硫酸「アンモニア」ノ國內生産ヲ見マスルニ、年々相當増大致シテ居リマスガ、遺憾ナガラ需要ノ増加ニ應ズルコトヲ得マセヌノデ、毎年海外ヨリ二十萬「トン」内外ノ輸入ヲ要スルノデアリマシテ、「トン」當リ百圓ト致シマシテモ約二千萬圓ノ海外支拂ヲ餘儀ナクセラレテ居ル實情デアリマス、從ツテ將來ニ於ケル消費額ノ増加ニ應ジ得ベキ十分ナル數量ノ供給ヲ確保致シ、又有事ノ際ニ於ケル軍需資材ヘノ轉換ノ餘力ヲモ保有セシメスマヤウ、速カニ且適確ニ硫酸「アンモニア」生産ノ擴充ヲ圖リマスルコトハ誠ニ緊要ト考フルノデアリマス、仍テ本法實施後五箇年間ニ硫酸「アンモニア」製造設備ノ新設又ハ増設ヲ致シマスモノニ對シ、其ノ設備ヲ以テ營ム硫酸「アンモニア」シムルト共ニ、民間ニ於ケル増產ノ進捗狀況ニ照シ、必要アル場合ニ於テハ硫酸「アンモニア」ノ製造、其ノ他供給確立上必要ナル事業ヲモ行ハシムルコト致シタノデアリマス、尙日本硫安株式會社ノ設立ニ付キリマス、尙日本硫安株式會社トナスクトヲ得ルコト致シテ居リマス、以上本案ノ大體ヲ御説明申上げマシタガ、何卒

所得稅、營業收益稅及地方稅ヲ免除シ、又右事業ニ要スル器具機械ノ輸入稅ヲ免除シニ付商法ノ特例ヲ設ケテ、資金調達ノ便宜ヲ與ヘ、特ニ社債ニ付キマシテハ、其ノ元利ノ支拂ヲ政府ニ於テ保證スルコトヲ得ル又資金調達ノ便宜ヲ得シムル爲、右事業ヲ又ハ收用シ得ル事業トシテ、同法ヲ適用シ、行フ株式會社ニハ、株金全額拂込前ノ增资ヲ認メ、及ビ社債發行限度ヲ拂込株金額ノ二倍トスル等ノ保護助成ヲ與フルコトヲ致シマスト共ニ、必要ニ應ジ日本硫安株式會社又ハ硫酸「アンモニア」製造業者ニ對シ、製造設備ノ新設増設及改良ヲ命ジ得ルコトトシ、右命令ニ依リ損失ヲ生ジタル時ハ、政府ハ之ヲ補償スルコトト致シタノデアリマス、次ニ配給統制ノ問題ニ付キマシテハ、硫酸「アンモニア」ノ肥料中ニ於ケル重要性ニ鑑ミ、其ノ配給統制機構ヲ確立致シマスコトガ極メテ緊要デアリマスノデ、日本硫安株式會社ナル特殊會社ヲ設立セシメ、硫酸「アンモニア」配給統制事業ヲ完全ニ遂行セシムルト共ニ、民間ニ於ケル増產ノ進捗狀況ニ照シ、必要アル場合ニ於テハ硫酸「アンモニア」ノ製造、其ノ他供給確立上必要ナル事業ヲモ行ハシムルコト致シタノデアリマス、尙日本硫安株式會社ノ設立ニ付キリマス、尙日本硫安株式會社トナスクトヲ得ルコト致シテ居リマス、以上本案ノ大體ヲ御説明申上げマシタガ、何卒

アリマス、本會社ノ資本金ハ差當リ一千萬圓ト致シマスガ、資本ノ増加及社債ノ募集ニ付商法ノ特例ヲ設ケテ、資金調達ノ便宜ヲ與ヘ、特ニ社債ニ付キマシテハ、其ノ元利ノ支拂ヲ政府ニ於テ保證スルコトヲ得ルコト致シマシタ、又本會社ノ特殊ナル重要性ニ鑑ミ、上述ノ如キ保護特典ヲ與ヘマスト共ニ、適當ナル指導監督ヲ行フコトヲ必要ト認メマシテ、業務執行上重要な事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ、又其ノ利益配當ヲ制限シ、更ニ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコト等ノ規定ヲ設ケマシテ、以テ本會社ノ運營ニ遺憾無キヲ期シタ次第モニア」ヲ本會社ニ對シ賣渡スペキ旨ノ規定アリマス、更ニ硫酸「アンモニア」製造業者等ハ其ノ製造又ハ取扱ニ係ル硫酸「アンモニア」ヲ本會社ニ對シ賣渡スペキ旨ノ規定アリマス、此ノ事ハ現ニ臨時肥料定ヲ設ケマシタガ、此ノ事ハ現ニ臨時肥料配給統制法第一條第三項ノ規定ニ依リ、命令ヲ出シテ居リマスモノヲ取入レタノデアリマス、尙日本硫安株式會社ノ設立ニ付キリマス、尙日本硫安株式會社ガ一定ノ手續ヲ經テ、之ヲ日本硫安株式會社トナスクトヲ得ルコト致シテ居リマス、以上本案ノ大體ヲ御説明申上げマシタガ、何卒御審議ノ上御可決アラムコトヲ希望致シマ

ス、臨時農村負債處理法案ノ提出理由ニ
リデアリマシテ、大體本會議ニ於テ申上ゲタ通
ニ際シマシテ、多數ノ應召者ヲ出シ、而モ
戰死傷者モ少クナイ農山漁村ニ於テ、戰死
傷者遺家族ニ付其ノ經濟更生ヲ圖ル爲ニ、大
體從來ノ農村負債整理制度ノ例ニ準ジツヽ、
尙相當擴充セル新制度ニ依リ、此ノ際急速
ニ負債整理ヲ爲サシムルノ途ヲ開カムト
スルコトニアルノデアリマスガ、以下本法
申上ゲタイト存ジマス、第一點ハ未ダ負債
整理組合ノ設立ヲ見ルニ至ラナイ農山漁村
ニ於キマシテモ、戰死傷者遺家族ノ負債整
理ヲ爲サシムル途ヲ開クコトシタノデア
リマス、即チ從來ノ制度ニ依リマスト、負債
整理組合ヲ設立シナケレバナラナイノデア
リマスガ、負債整理組合設立ノ實情ニ微シ
マシテ、全國ノ農山漁村ニ普ク組合ノ設立
ヲ見ルニ至リマス迄ニハ、尙若干ノ時日ヲ
要スルモノト認メラレマスルシ、一方戰死
傷者遺家族ノ負債整理ニ付キマシテハ、
急速ニ之ヲ行フ必要ガアリマスノデ、
是等戰死傷者遺家族ノ負債整理ニ付テ
ハ、必ズシモ負債整理組合ノ設立ヲ

シ、從來ノ制度ニ依ル市町村負債整理委員會ニ設置點ハ、道府縣ニ臨時負債處理委員會ヲ設置シ、從來ノ制度ニ依ル市町村負債整理委員會ニ代^ツテ、債務ノ條件緩和ノ斡旋等ヲ爲サシムルコトトシタノデアリマス、即チ之ニ付キマシテモ負債整理組合ト同様、市町村負債整理委員會設置ノ現況ニ鑑ミマシテ、全國ニ其ノ設置ノ普及ヲ見ル迄ニハ、尙若干ノ時日ト經費ヲ要スルモノト認メラレマスノデ、道府縣單位ノ負債處理委員會ヲ設クルコトトシ、更ニ此ノ委員會ヲシテ、其ノ機能ヲ十分發揮セシムル爲、若干ノ權能ヲ與フルコト致シタノデアリマス、第三點ハ、本法ニ依リマシテ負債處理計畫ノ樹立セラレマシタ戰死傷者遺家族ニ對シテハ、市町村、產業組合中央金庫及融資銀行ヨリ負債處理ノ爲必要ナル資金ノ特別融通ヲ爲サシムルコトト致シタノデアリマスガ、其ノ融通ニ依^ツテ市町村、產業組合中央金庫及融資銀行ノ受ケタル損失ニ付キマシテハ、之ニ對シ損失補償ヲ致スコトトシタノデアリマス、而シテ其ノ補償ノ割合ヲ從來ノ制度ニ依ル割合ノソレ／＼二倍ニ引上グルコトト致シタノデアリマスガ、是ハ從來ノ制度ニ於キマシテモ、農山漁村ノ實情ニ鑑ミ、相當ノ損失補償ヲ爲シ來^ツタノデアリ

ニ乏シイモノト認メラレマスノデ、其ノ補償ノ割合ヲ引上げ、以テ資金融通ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ致シタノデアリマス、以上本法案ニ依ル負債処理制度ノ從來ノ制度ト異ナル主ナル點ニ付御説明申上ゲタノデアリマスガ、何卒御審議ノ上速カニ御可決アラムコトヲ希望致ス次第デアリマス、今回提案致シマシタ硫酸「アンモニア」増産及配給統制法案ニ付、御審議ヲ願フニ當リマシテ、肥料界ノ現狀ヲ申上げテ、御審議ノ御参考ニ供シタイト思ヒマス、御承知ノ如ク、我ガ國ノ農業經營方法ハ、我ガ國ノ國情カラ致シマシテ、今後益々集約的トナルコトハ必至ノ勢デアリマシテ、肥料ノ消費高ガ年々増加シテ居ルノハ、誠ニ故ナキニアラズト思ウノデアリマス、左様致シマシテ、販賣肥料ノ消費額ハ、昭和十一年度ニ於テハ帝國全體デ約四億五千萬圓ノ巨額ニ上ッテ居リマシテ、其ノ内容ヲ検討シテ見マスルニ、二ツノ特徴ヲ持ッテ居ルコトヲ見逃スコトハ出來ナイノデアリマス、其ノ一つハ販賣肥料ノ性質ガ漸次有機質カラ無機質へ轉換シツ、アルコトデアリマシテ、其ノ最モ顯著ナ例ハ大豆粕ノ消費額が減少シテ、硫酸

ガ急増致シマシタノハ、窒素肥料需要ノ自
然増ノ外ニ、今申上ゲタヤウニ大豆粕カラ
硫安ヘノ轉換ガ加ツク結果ト見ラレルノデ
アリマス、次ニハ販賣肥料消費總額中窒素
肥料ガ金額ニ於テ七八割ヲ占メテ居ルコト
デアリマシテ、是ハ我國ノ農業生産ニハ
肥料ノ中デモ窒素肥料ヲ最モ多量ニ必要ト
スル事實ヲ示シテ居ルモノト思フノデアリ
マス、此ノ重要肥料ノ需給關係ニ付キマシ
テ其ノ概要ヲ申上ゲタイト存ジマス、第一
ニハ硫安デアリマスガ、昭和十一年ノ統計
ニ依リマスト、國內ノ販賣肥料總消費額ハ
約四億五千萬圓デアリマシテ、其ノ中硫安ヘ
約一億五千萬圓、總消費額ノ三分ノ一ヲ占
メテ居ルノデアリマス、販賣肥料中最モ重
要ナ地位ニアルノデアリマスルカラ、之ガ需
給關係竝價格如何ハ硫安自體ノ問題トシテ
重要デアルバカリデナク、他ノ肥料ニ及ス影
響モ輕視出來ナイノデアリマス、而シテ硫安
ノ需要ハ昭和九年肥料年度ニハ、肥料年度
ハ御承知ノ通り八月一日カラ翌年ノ七月三
十一日迄デアリマスガ、昭和十肥料年度ニ
ハ約百十七萬二千「トン」、昭和十肥料年度
ニ約百三十五萬九千「トン」、昭和十一肥料
年度ニ約百六十四萬五千「トン」ト云フヤウ

ニ、年々増加ノ趨勢ニアリマシテ、未ダ停
止スル所ヲ知ラナイノデアリマス、之ニ對
シ生産モ年々増加シテ居リマスガ、未ダ自
給自足ノ域ニ至ラナイデ、年々相當數量ノ
輸入ヲ見ツ、アリマス、本肥料年度ニ於ケ
ル需給關係ハ、消費見込額ガ百八十九萬
「トン」バカリニ對シ、國內生産見込額ガ大
體百四五十萬「トン」、之ニ満洲カラ入ル數
量十八九萬「トン」ヲ加ヘマシテモ、約二十
萬「トン」ノ外安ヲ輸入セナケレバナラナイ
次第アリマス、右二十萬「トン」ノ中、既
ニ其ノ過半ハ輸入濟デ、殘リニ付キマシテ
モ其ノ輸入ハ豫定通り進捗シ得ル見込デア
リマス、疏安ニ付キマシテハ供給ニ支障ヲ
來スヤウナ心配ガナイ狀況ニアル次第デア
リマス、次ニ石灰窒素デアリマスガ、石灰
窒素ハ最モ經濟的ナ窒素肥料トシテ最近漸
ク消費者ノ認識ガ高マリ、需要ガ增加シツ、
アルノデアリマス、其ノ國內總消費額ハ
昭和十肥料年度ニ於キマシテ約二十萬「ト
ン」、昭和十一肥料年度ニ於キマシテ約二
十五萬「トン」ニ達シマシタガ、本肥料年
度ニ於キマシテハ供給額ガ著シク增加致シ
マシテ、約三十八萬「トン」餘ニ上ル見込デ
アリマント、翌年ヘノ繰越額ヲ相當見積リ
マシテモ、三十萬「トン」餘ノ供給力ガアリ

マスカラ、尙一層其ノ普及獎勵ニ努メタイ
ト考ヘテ居ルノデアリマス、次ニ過磷酸石
礦石ハ、御承知ノ通リニ需要總額ノ大部分
ガ海外カラノ輸入ニ俟タナケレバナラナイ
實情ニアルノデアリマス、左様致シマシ
テ、過磷酸石灰ノ工場裸生産費ノ約八割ハ
カラ致シマシテ、是等ノ原料問題ガ極メテ
重要ナノデアリマシテ、昨年來爲替關係、
船貨關係等ノ爲ニ磷酸石ノ價格ガ急騰致
シ、又硫化鐵ノ價格モ亦非常ニ暴騰致シマ
シテ、過磷酸ノ市價ガ昂騰致シタ次第デア
リマス、本年ニ於ケル磷酸石ノ輸入ニ付キ
マシテハ、爲替等ノ事情ニ依リ稍、窮屈トナ
ル關係上、輸入業者ノ間ニ於テ又過磷酸製
造業者ノ間ニ於キマシテ、磷酸石ノ入手ニ
當リ無益ノ競爭ヲ致シマスクトハ、肥料ノ
配給上甚ダ遺憾ナコトデアリマスノデ、輸
入業者ヲシテ「ブル」ヲ組織セシメテ、統
制アル買付ヲ爲サシムルコト致シタノデ
アリマス、又過磷酸製造業者ニ對シテハ、
自治的ニ内外產磷酸ノ割當ヲ決定セシメタ
次第デアリマス、昭和十三年度ニ於ケル過
磷酸石灰ノ供給ハ、大體ニ於キマシテ昭和
十一年程度ノ數量トナル見込デアリマス、
十一年程度ノ數量トナル見込デアリマス、

昭和十二年ニ比シマスレバ、稍、減少致シマ
スノデ、合理的ニ消費ノ調整ヲ圖リマスヤ
ウ措置致シテ居ル次第デアリマス、次ニ加
里鹽デアリマスガ、加里鹽ノ國內生產ハ歐
米ノ如キ加里鹽ノ資源ナキ爲ニ、副產物ト
シテ一箇年千「トン」内外ヲ產スルニ過ギナ
イノデアリマス、殆ド全部ハ輸入ニ俟タナ
ケレバナラナイ次第デアリマス、加里鹽ノ
供給ハ右ノ如キ事情デアリマスガ、其ノ需
要ハ最近ニ至リマシテ著シク增加致シマシ
テ、昭和十一年ニハ十五六萬「トン」、昭和
十二年ニハ二十四五萬「トン」ノ輸入ヲ見タ
ノデアリマス、由來我ガ國ニ於ケル加里ノ
給源ハ販賣肥料ニ依ルモノヨリ、自給肥
料、特ニ堆肥及草木灰ニ依ルモノガ數倍
多イト云フ事情デアリマシテ、自給肥料ノ
增産ニ依リマシテ加里ノ供給ヲ增加スル可
能性ノアルコトニ付テハ、十分留意ヲ要ス
○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ此ノ
兩案ニ關スル參考資料デモ御望ミノ方ガゴ
ザイマシタラ、御申出ヲ願ヒマス……、今
直チニゴザイマセヌヤウデシタラ、又其ノ
都度御申出ヲ願ヒマス、本日ハ此ノ程度デ
散會致シマシテ、明後日十時カラ開會致シ
マス、デハ是デ散會致シマス
出席者左ノ如シ
午後二時三分散會

委員長 公爵鷹司 信輔君
副委員長 伯爵後藤 一藏君
委员 予爵高橋 是賢君

男爵松田 正之君

菊池 恭三君

稻畑勝太郎君

政府委員

農林參與官 助川啓四郎君

農林書記官 寺田 省一君

商工省統制局長 黒田 鴻五君